

フローチャートでチェック！

問合せ
市民税係
☎ 6 2 - 3 1 3 9

判定結果

申告の種類	申告場所	注意事項
確定申告 (所得税の申告)	市役所、 税務署、 電子申告	・ 令和 6 年以前の申告は市役所で受け付けできません。 ・ 今回の申告から市役所で納付書の発行はできません。納付書での支払いを希望する方は、税務署で申告してください。
住民税申告 (市・道民税の申告)	市役所	・ 公的年金・給与以外の所得がある場合は金額の大小に関わらず、原則住民税申告が必要です(所得税では、金額によって確定申告が不要になる制度がありますが、住民税には金額による申告不要制度はありません。) ・ 収入なしの住民税申告をされる場合、確定申告期間中は市役所の申告会場前に申告用紙を配置していますので、必要事項を記入の上、市役所 1 階税務課窓口へ提出してください。
申告不要	—	申告の必要はありません。 ただし、所得税が源泉徴収されており還付を希望される場合は確定申告が必要です。

医療費控除を受ける方は事前に準備を

前年中に病院や薬局で支払った医療費の領収書のほか、加入している健康保険組合や国民健康保険など医療保険者から送付される医療費通知(医療費のお知らせ)をもとに、ご自身で「医療費控除の明細書」(市役所 1 階税務課窓口または国税庁のホームページから入手可能)を記入し、持参してください。

※医療費通知(医療費のお知らせ)は、「医療費控除の明細書」の作成に大変便利ですので、ご活用ください。

申告会場に領収書のみを持参された方は、明細書を作成してから受け付けとなりますのでご注意ください。

申告に必要なもののチェックリスト ★は、お持ちの方のみ

- ☐ マイナンバーカードまたは個人番号確認書類と本人確認書類
- ☐ ★電子申告(e-tax)に使用する利用者識別番号
- ☐ ★身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
- ☐ ★本人名義の口座番号がわかるもの
- ☐ ★税務署から届いた確定申告のお知らせがき
- ☐ 印鑑(前年中に亡くなられた方の確定申告をする場合のみ必要。朱肉を使用する印鑑であれば認め印可)

【前年の収入がわかる書類の原本】

- ☐ 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書など紙に印刷されたもの

【前年中に支払った控除額の証明書類原本】

- ☐ 健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書
- ☐ 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ☐ 寄附金の領収書



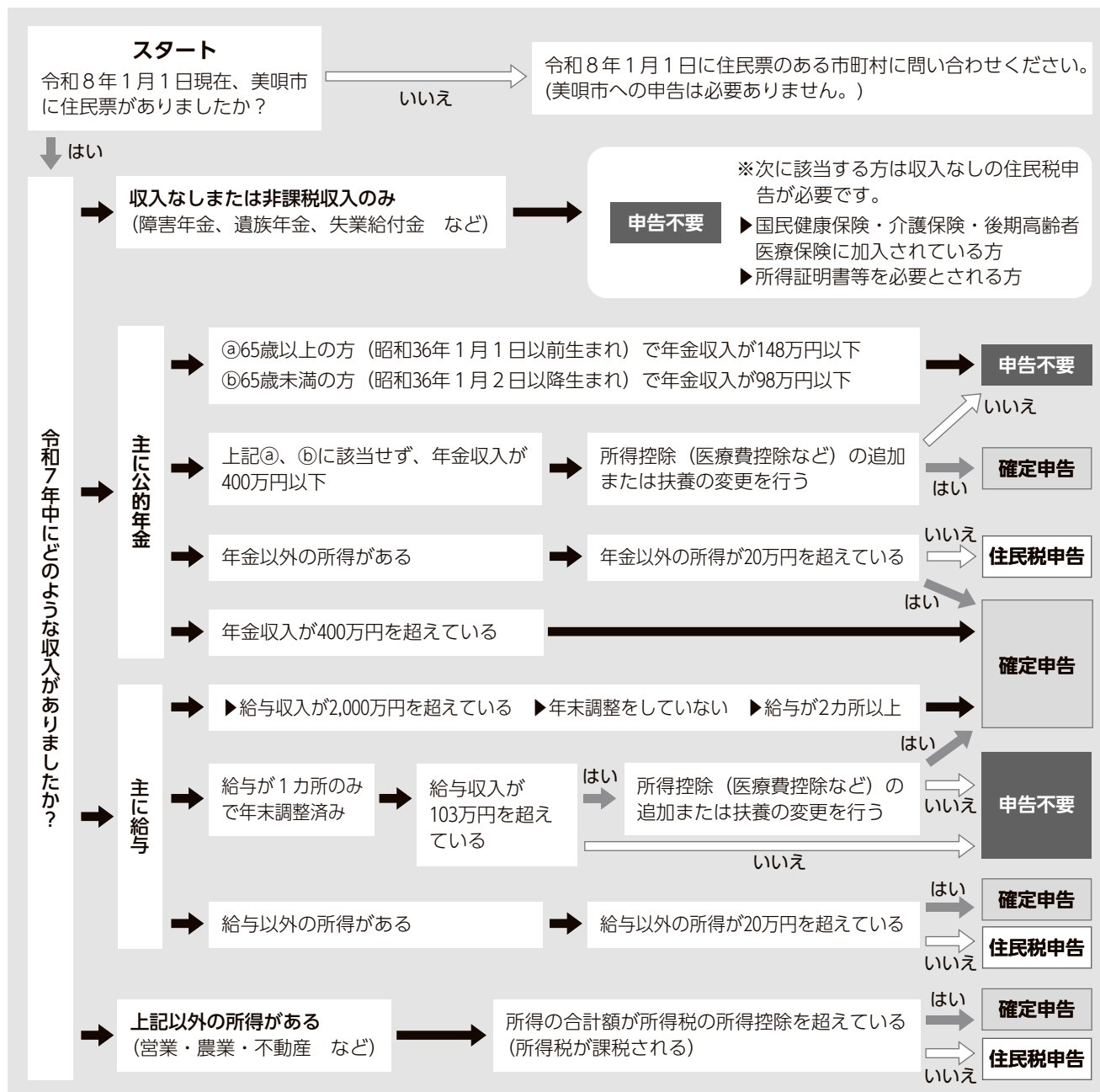
詳しくは国税庁ホームページ www.nta.go.jp または「国税庁 所得税の確定申告」で検索するか、岩見沢税務署 ☎ 2 2 - 0 8 1 0 に問い合わせください。

国税庁
ホームページ ▶



“あなたは確定申告が必要？”

どのような申告が必要かフローチャートで確認してみましょう。



※申告者の状況によっては、必ずしも当てはまらない場合があります。



市役所で作成 できない申告

以下に該当する方はご自身で申告書を作成し市または税務署へ持ち込むか、税務署で申告を行ってください。(市への持ち込みの場合、内容確認はいたしません。)

- ▶ 青色申告 ▶ 消費税、贈与税、相続税の申告 ▶ 土地や建物、株式等の売却
- ▶ 先物取引に関する申告 ▶ 農業所得、山林所得 ▶ 住宅借入金特別控除の申告
- ▶ 営業所得、不動産所得 (毎年、所得税が課税されていない方を除く)



確定申告には、自宅などのパソコン・スマートフォンで利用できる**電子申告**が便利！

画面の案内に従って金額等を入力し、確定申告を行うことができます。